

「主幹教諭」「指導教諭」「副校長」とは

教員の新たな職の配置についてが話題となっています。

この新たな職は、給与上は教諭と主幹教諭・指導教諭の間に位置づくものとして考えられていますが、ではその「主幹教諭」「指導教諭」や「副校長」とはどのような職なのでしょうか。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

主幹教諭について

学校教育法上の 職務規定	校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。 ※整理できるのは「一部の校務」に限られている。法令的に「整理」の用語は、概して事務の全般を整理するが、これを決定する地位にない職員について使用されることが多い。
免許状	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状が必要。養護教諭、栄養教諭も主幹教諭になれる。「養護をつかさどる主幹教諭」、「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」となる。
給与および 期末勤勉手当	教頭と教諭の間に級を新設。主幹教諭の義務教育費国庫負担金の本給算定は、教頭と教諭それぞれの本給の中間水準となるように設定されている。期末勤勉手当の役職段階別加算について、義務教育費国庫負担金の算定は、教頭と同じ 10% で設定されている。（校長、副校長は 15%）。 なお、他の教諭に対して「指示」することができるかとされているが、義務教育費国庫負担金の算定にあたって、管理職手当は支給対象となっていない。
設置	任命権者の教委による任意設置。発令人数も教委判断である。自治体段階の職名は、必ずしも主幹教諭との呼称でなくても良い。「総括教諭」等の例がある。また、主幹教諭が教務主任や学年主任などの担当業務を行う場合には、当該主任は置かなくても良いことになっている。

指導教諭について

学校教育法上の 職務規定	児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
-----------------	---

免許状	教諭の免許状が必要。養護教諭、栄養教諭は学校教育法上の指導教諭になれない。
給与および 期末勤勉手当	級の新設、管理職手当の非支給、役職段階別加算については主幹教諭と同じである。
設置	任命権者の教委による任意設置。発令人数も教委判断である。自治体段階の職名は、必ずしも指導教諭との呼称でなくても良い。

※主幹教諭、指導教諭と事務職員との関係

- ・指導教諭が行うのは「教育指導の改善・充実のための指導・助言」であることから、指導教諭と事務職員との関係は、教諭と事務職員との関係と変わらない。と言える。
- ・文科省が、事務職員は「学校の基幹的職員である」、「学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職である」としていることから、主幹教諭の指示できる対象に事務職員は含まれないと言える。

副校長について

学校教育法上の 職務規定	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ※教頭の職務規定は「校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる」 ※副校長は教頭と異なり、自らの権限で特定の校務を処理できるとされている。一方、教頭は、校長を助けることの一環として校務を整理するにとどまるものである。
免許状	副校長も授業を行い得る。その場合、相当する教員免許が必要となる。
給与および 期末勤勉手当	教頭と同じ級が適用される。ただし、管理職手当は基本、教頭より高く設定する必要がある。義務教育費国庫負担金の管理職手当の算定は、15%で設定されている。教頭の義務教育費国庫負担金上の管理職手当は、一般校 12.5%、大規模校 15%である。
設置	任命権者の教委による任意設置である。発令人数も教委判断。なお、副校長を置くときには教頭を置かないことができるとされている。

※任用資格要件は校長に関する規定が準用される。(教頭も同様)

具体の校長の任用資格要件とは、次のいずれかである。

- ①専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、「教育に関する職」に5年以上あったこと。
- ②「教育に関する職」に10年以上あったこと。

「教育に関する職」とは、教育職員の他、事務職員、学校栄養職員も該当する。なお、授業を担当するにあたっては、教員免許が必要である。